

公立大学法人奈良県立医科大学事務組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学組織に関する規程第17条第2項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）の事務組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(事務局の設置)

第3条 法人に事務局を置く。

2 事務局に、法人企画部、病院経営部及び危機管理室を置く。

(課、室及び係の設置)

第4条 法人企画部に総務広報課、人事課、職員厚生室、財務企画課、研究推進課、教育支援課、施設マネジメント課及び情報推進課を置く。

2 病院経営部に経営企画課、病院管理課、医事課及び医療相談課を置く。

3 教育支援課に畝傍山キャンパス事務室を置く。

4 前3項に掲げる課及び室並びに第3条第2項に掲げる危機管理室にそれぞれ次のとおり係等を置く。

課・室名	係等名
総務広報課	総合調整係
人事課	人事係、障害者雇用推進係、給与企画係、人材マネジメント係
職員厚生室	事務支援係、給与厚生係
財務企画課	財務・計画係、会計係
研究推進課	研究企画係、研究支援係、産学連携推進係、研究基盤推進係
教育支援課	医学科教務係
畝傍山キャンパス事務室	総務係、教養・看護教務係、入試・学生支援係、医学情報係
施設マネジメント課	企画係、管理係、守衛室、建築係、空調係、電気係、機械係
情報推進課	企画・学内システム係、病院情報係
経営企画課	経営企画係
病院管理課	病院総務係、事業推進係、用度係、臨床研修係
医事課	医事管理係、レセプト係、債権管理係、診療支援係、医療機関連携係、診療情報管理係
医療相談課	福祉相談係、医療総務係、医療安全推進係、患者・家族支援係
危機管理室	危機管理係

(その他の組織)

第5条 前条に定めるもののほか、理事長が特に命ずる事務その他の特命事項に係る事務を処理させるため、部、課その他これに相当する組織を置くことができる。

2 前項の組織に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。